

## 私たちと選挙

「選挙」は、私たち一人ひとりのために。

私たちは、家族や地域、学校や職場など、さまざまな場でくらしています。私たちの生活や社会をよくするためには、私たちの意見を反映させてくれる、代表者が必要であり、その代表者を決めるのが「選挙」なのです。

### 1. みんなの代表

選挙によって選ばれた代表者は、国民や住民の代表者となります。したがって、その代表者が職務を行うに当たっては、一部の代表としてではなく、すべての国民や住民のために政治を行うこととなります。

この子のためにも 大切な一票を



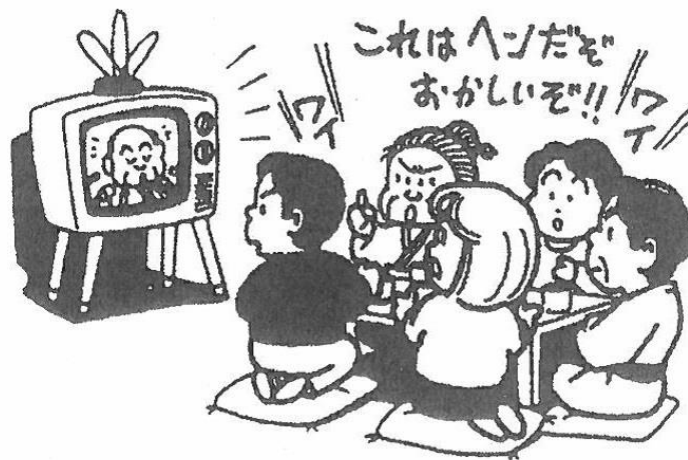
## 2. 多数決

民主政治の原則である多数決は、人々の意見を集約し、決定する際に用いる方法です。より多くの支持を得た者を代表者とすることによって、政治の安定化を図ります。

## 3. 身近な選挙

「選挙」とは、私たちの代表を選び私たちの意見を政治に反映させるためのもの。そのためにも、私たち一人ひとりが「選挙」に関心を寄せることで、「選挙」はもっと身近なものになるといえます。

日頃から政治について話し合みましょう。



## 4. 憲法と選挙

選挙に関する規定を定めた公職選挙法は、日本国憲法第 15 条で明記されている「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」という憲法の本質にのっとっています。

## 5. 選挙と政治

日本は国民が主権を持つ民主主義国家です。

選挙は、私たち国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会です。

## 6. 政治と国民

「人民の、人民による、人民のための政治（政府）」。民主主義の基本であるこの言葉は、私たちと政治との関係を象徴する言葉です。国民が正当に選挙を通して自分たちの代表者を選び、その代表者によって政治が行われます。

<参考資料 : 総務省ホームページ・奈良県 白バラノート '15 >

明るい選挙の推進は、  
シルバーの知恵とヤングのパワーで。

